



納税資金づくりに ご利用いただけるご預金です。

税準備預金



日頃から納税資金をご準備いただくご預金で、 原則として預金者または同居の親族の方の納税にあてる場合に お引き出しいただけます。

point

納税のためのお引き出しは、 お受取り利息が非課税扱いとなります。

■「納税準備預金」のあらまし

ご利用いただける方	個人および法人(任意団体含む)のお客様 ※令和6年10月28日をもって、新規口座開設を中止しました。 (納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合を通じたお預け入れの場合は、組合員個人名義での お取引となります。納税組合または組合代表者名義でのご利用はできません)
期間	期間の定めはございません。
お預け入れ	①預入方法…随時お預け入れいただけます。 ②預入金額…1 円以上 ③預入単位…1 円単位
払い戻し	原則として預金者または同居の親族が直接納める税金(申告所得税・法人税・都道府県民税・ 市町村税・固定資産税など)の納付にあてる場合に払い戻しいたします。 ◆納付書、納税告知書、その他納税に必要な書類をご提出いただきます。
お利息	①適用利率…毎日の店頭表示利率を適用いたします。(市場金利の動向等により随時見直しを行います) ②利払方法…毎年3月・9月の当金庫所定の日に利払いいたします。 ③計算方法…毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円、1年を365日として 日割計算します。
税金	お利息には所得税がかかりませんが、納税以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中は課税されます。 ①個人のお客様…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) ②法人のお客様…総合課税 ◆預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合員の場合は、納税以外の目的による払戻額が10万円以下のときには所得税がかかりません。
その他参考となる事項	 ◆マル優制度はご利用できません。 ◆預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ◆当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等については、「苦情・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。